

(TOP・TOE資格認定者のための)

TOP・TOE資格登録更新の手引

社団法人交通工学研究会

資格委員会

2009年 7月

内 容

1. はじめに	1
2. 登録資格更新の考え方	2
3. 更新に必要なCPD単位の登録と認定	4
4. 資格更新手続き	5
5. 更新に関わる特例措置について	6
6. 登録資格更新に関するFAQ	7
更新申込書	9

1. はじめに

平成 16 年度に発足した(社)交通工学研究会認定 TOP・TOE 資格制度では、取得資格に 4 年間の有効期限が設けられています。取得した資格の更新を希望する場合には、所定の継続研鑽（CPD: Continuous Professional Development）単位を取得していることが条件となっています。

この「TOP・TOE 資格登録更新の手引（以下、「更新の手引）」は、「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」と、これにもとづく CPD 単位取得に関する考え方と実際を整理した『TOP・TOE 資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』と連携しつつ、その資格登録を更新する方法、および更新にあたって留意すべき点などを記載しています。

第 1 回 TOP 資格試験は平成 16 年(2004 年)12 月に行われ、平成 17 年(2005 年)2 月に第 1 回 TOP 資格試験の合格者が発表されました。平成 20 年度末(2009 年 3 月)には、この第 1 回 TOP 資格試験合格者の資格有効期限満了日を迎えます。この間、CPD 制度や資格更新のあり方について、(社)交通工学研究会・資格委員会において継続的にそのあり方や詳細について検討され、制度上の不備や資格保有者からの要望・意見などを踏まえて、より分かりやすい、資格保有者にとって合理的な資格制度の枠組みとなるように修正を進めてきました。

その結果、平成 20 年(2008 年)6 月に、資格有効期間の考え方や、CPD 単位の認定方法、更新手続きの方法などについて、一部の規則や手引の見直しを行いました。この「更新の手引」は、こうした経緯を踏まえて、資格登録者にとって分かりやすい「手引」となるように編纂されたものです。

この「手引」には、継続研鑽を踏まえて、資格登録者が資格登録の更新に必要な所定の手続き内容について解説してありますので、資格の更新にあたっては、この「更新の手引」を十分に熟読するようにしてください。

(社)交通工学研究会 資格委員会

2. 登録資格更新の考え方

試験合格後の最初の登録資格の有効期間満了日は、試験に合格後最初の4月1日から4年後の3月31日です（お手元の登録証に記載の有効期限が2月15日であっても、その1ヵ月半後の3月31日迄有効です）。更新した場合の次の有効期間満了日は、原則として更新から4年後の3月31日となります。

また「登録資格更新申込書」の提出期限は、原則としてこの登録資格有効期間満了日の1ヵ月後までです。この場合、新しい登録証の発行などに1ヶ月ほどかかりますが、更新後の新登録証の交付日は満了日の翌日の4月1日まで遡りますので、登録資格として有効な期間は連続するように設定されます。

具体的に、試験の合格年月日に応じて、登録有効期間満了日と更新の申込期限を表にまとめると次のようになります。

合格日	CPD 単位算入可能期間	登録有効期間満了日	更新の申込期限
2005/2/15	登録日～2009/3/31	2009/3/31	2009/4/30
2006/2/15	登録日～2010/3/31	2010/3/31	2010/4/30
2007/2/15	登録日～2011/3/31	2011/3/31	2011/4/30
2008/2/15	登録日～2012/3/31	2012/3/31	2012/4/30
2009/2/15	登録日～2013/3/31	2013/3/31	2013/4/30

なお、登録証のお届けには1ヶ月ほどかかりますので、CPD 単位が所定の単位に達している方は、2月末までに更新申込みをするようにしてください。

またこうした登録期間満了日の変更に伴い、資格更新のために CPD 単位を算入できる期限も、合格後最初の4月1日から4年後の3月31日迄となりました。1回更新した後、その4年後までの登録資格を再度更新するために必要な CPD 単位の算入できる期間は、更新が認定された4月1日からその4年後の3月31日迄となります。

<2008年6月におけるルールの修正について>

2008年6月までは、「資格有効期間の期限の1ヶ月前までのCPD 単位にもとづいて更新を申込む必要がある」としていました。その結果、CPD 単位として記載できるのは、実質的に2月末日までとなり、たとえば、2005年2月15日に合格して直ぐに登録した資格者でも、登録日は早くても3月初頭であり、その結果、CPD 単位として認定できる継続研鑽活動は、長くても2005年3月～2009年2月までの47ヶ月となる、という不合理性がありました。また、多くの業務が年度で切れることが一般的であるため、OJT や実務を通じた研鑽を CPD 単位として計算する上で不都合が生じる可能性も指摘されました。

そこで、資格有効期間満了日までの CPD 単位を認定できるよう、更新申込書の提出期限を資格有効期間満了日の1ヵ月後までとし、また資格有効期間満了日も年度で切れるように修正しました。

以上の修正に関連して、『TOP・TOE 資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』は平成20年11月版以降、「表-3 CPDの研鑽形態と内容 Ver.6.2」も平成20年10月31日版以降、また、CPD 単位の「自己記録・申請シート」も平成20年10月31日版以降、CPD に関するよくある質問と回答(CPD-FAQ)も平成20年11月版以降が、こうした修正に対応したものとなっていますので、これらの最新のバージョンを参照の上、必要な CPD 単位の申請を手続きするようにご注意ください。

＜更新手続き＞

資格を更新するためには、従前の登録資格の登録/更新日から有効期限満了日迄に所定の CPD 単位 (TOP は 150 単位, TOE は 200 単位) を習得していただく必要があります。

事前に既に所定の CPD 単位数に達したことが事務局側で確認できた登録者には、あらかじめ事務局より「更新申込書」をお送りします。従前の資格の期限が切れる 1 ヶ月前 (2 月末日) までに、所定の必要書類と更新手数料を添えて「更新申込書」により申込をしてください。

所定の CPD 単位の確認が 2 月末日以降となった登録者については、3 月末日時点 (有効期限満了日) までに取得できた CPD 単位を事務局で集計し、4 月上旬までに所定単位数に達したことをお知らせすると共に「更新申込書」をお送りします。この場合は、4 月 30 日までに「更新申込書」と所定の必要書類を揃えて申込をしてください。登録手続きが完了し次第、資格の更新日を 4 月 1 日に遡って認定します。

「更新申込書」と共にご準備いただく所定の書類は、①更新申込書、②更新手数料の払込票、③写真 2 枚、④住民票 1 通です。詳細は「**4.**」をご覧ください。

＜更新後の登録の有効期間＞

更新後の登録の有効期間は 4 年間です。たとえば、更新された資格の更新日が 2009 年 4 月 1 日の場合は、この日から 2013 年 3 月 31 日までこの登録資格は有効です。2013 年 4 月 1 日以降に有効な資格更新に必要な CPD 単位は、これと同じ期間(2009 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日)における継続研鑽活動について認定されます。

＜特別な場合＞

資格登録有効期限満了日の前後に海外在住、怪我や病気、その他特別な理由により、指定の期日までに資格更新手続きが困難な場合には、特別な申し立てをして頂くことによって、事後に登録の更新申込をしていただいても資格を更新できる場合があります。この場合の手続きについては「**5.**」をご覧ください。

3. 更新に必要な CPD 単位の登録と認定

TOP の更新に必要な CPD 単位は 150 単位です。

TOE の更新に必要な CPD 単位は 200 単位です。

いずれも、原則としてその資格の登録が有効な期間内における CPD 活動が対象となります。

具体的に試験の合格年月日に応じて、CPD 単위를算入できる期間をまとめると次のようになります。

合格日	CPD 単位算入可能期間
2005/2/15	登録日～2009/3/31
2006/2/15	登録日～2010/3/31
2007/2/15	登録日～2011/3/31
2008/2/15	登録日～2012/3/31
2009/2/15	登録日～2013/3/31

CPD 活動として認められる研鑽形態、望ましい研鑽内容、研鑽のモデル、CPD 単位の申請方法の詳細については、『TOP・TOE 資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』をご覧ください。

<CPD 単位の申請>

CPD の「自己記録・申請シート」の EXCEL ファイルを WEB サイトよりダウンロードできます。CPD 単位の申請は、適宜、各個別の CPD 申請項目につき 1 枚の記載済みの自己記録シートを A4 用紙 1 枚にプリントアウトしたものを FAX・郵送などで事務局へお送り下さい（準備が整い次第、電子的なファイルでの提出も受け付ける予定ですが、その際には資格登録者へご連絡します）。申請された結果の認定単位状況については、適宜、事務局より申請者へご連絡しております。また、今後この「自己記録・申請シート」を WEB 上で記入できるようなシステムの導入を、現在検討中です。

なお、交通工学研究会が主催する行事など一部については、所定の手続き（会場での登録証の掲示など）により事務局で CPD 単位を発行しますので、これらについては自己記録をさせていただかなくて結構です。ただし、こうした行事参加当日における所定の手続きを忘れた場合に、事後に CPD 単位として申請したい場合には、その他の団体が主催する行事の場合と同様に、自己記録により申請をしてください。

4. 資格更新手続き

資格更新のためには、以下の書類を揃えて、事務局まで郵送にてお申込下さい。

- ①更新申込書
- ②更新手数料の払込票
- ③写真2枚
- ④住民票1通

①更新申込書

事前に既に所定の CPD 単位数に達したことが事務局側で確認できた登録者には、あらかじめ事務局よりこの「更新申込書」をお送りします。従前の資格の期限が切れる1ヶ月前（2月末日）までにこの「更新申込書」により申込をしてください。

所定の CPD 単位の確認が2月末日以降となった登録者については、3月末日時点（有効期限満了日）までに取得できた CPD 単位数を事務局で集計し、4月上旬に所定単位数に達したことをお知らせすると共に、この「更新申込書」をお送りします。4月30日までにこの「更新申込書」により申込をしてください。

具体的に、所定の CPD 単位数に達したことが事務局より確認されるタイミングに応じて、更新申込、登録日、登録証などがお手元に届く時期をまとめると以下のようになります。

例：2009年3月31日に従前の資格登録期限が切れる場合：

所定 CPD 単位数に達したことが事務局より確認される日	事務局より「更新申込書」の送付	更新申込（郵送消印日）	登録証など送付時期	更新資格登録日
2009/2/28 以前	2009/2/28 迄随時	2009/2/28 迄	2009/3 末	2009/4/1
2009/3/1～2009/3/31	2009/4 月上旬	2009/4/30(期限)	2009/6 初頭	2009/4/1

②更新手数料の払込票

TOPの場合、更新手数料は一般15,000円、学生7,000円です。

TOEの場合、更新手数料は20,000円です。

「更新申込書」と共に、交通工学研究会より指定の郵便振替用紙をお送りします。これを用いて払込みをしてください。「更新申込書」の裏面にその払込金受領証を貼付して提出して下さい。

なお、止むを得ない場合には、郵便局備付の郵便振替用紙を用いても構いません。その場合は、通信欄に「TOP更新手数料」（TOEの場合は「TOE更新手数料」）と明記して下さい。

また、「更新申込書」には払込金受領証の原本を貼付していただきますが、止むを得ない場合はコピーでも構いません。

口座名： 社団法人 交通工学研究会

口座番号： 00100-6-686975

審査の結果、登録の更新が不承認の場合は、その理由を付して当該申請者に通知するとともに、更新手数料から返金必要実費を差し引いた額を返却します。

③写真2枚

写真は、上記①の「更新申込書」の裏面に2枚を貼付して提出してください。

- 1) 写真はカラー、白黒どちらでもかまいません。
- 2) 脱帽・正面上半身（縦3cm×横2.5cm）のもので、申込日前6ヶ月以内に撮影したものに限りです。
- 3) ポラロイドなどのインスタント写真、スナップ写真及びサングラス着用のものなどは無効です。
- 4) 写真の裏面に氏名を必ず記入して下さい。

④住民票1通

本人が記載されているもの1通を一緒に提出してください。

なお、外国籍の方は、外国人登録の「登録原票記載事項証明書」（1通）が必要です。

また、上記の各証明書は登録申請日の前3ヶ月以内の発行のものとしします。

「更新申込書」の提出が3月1日以降となった場合、更新後の新登録証がお手元に届くのは6月初旬となる予定です。更新登録日は4月1日まで遡ります。

なお、4月1日以降お手元に更新後の新登録証が届くまでの間に、業務やその他の理由により「TOP（または）TOE」の登録資格保持者であることを証明する必要がある場合には、事務局までご相談ください。

5. 更新に関わる特例措置について

「交通工学研究会認定TOP及び交通工学研究会認定TOE登録規則」第11条第2項には、「資格委員会が認める特別の事由」がある場合においては、4月30日の期限を過ぎて登録の更新を申し込むことができる」とされています。

<参考>

「交通工学研究会認定TOP及び交通工学研究会認定TOE登録規則」（平成20年6月18日改定）
（登録の更新）

第11条 登録の更新を受けようとするものは、登録の有効期間満了日の1ヶ月後までに登録更新の申込みを行わなければならない。

2. 特別の事由により期限を過ぎて登録更新を申し込む場合には前項の限りではない。資格委員会が認める特別の事由については別途定める。

3. 登録の更新を受けようとする者は、所定の継続研鑽単位を「資格更新申込書」において申請し、資格委員会により所定の条件を満たすことが確認されるとこの資格を更新することができる。

ここでいう「資格委員会が認める特別の事由」とは、事故または病気、海外出張あるいは駐在、その他災害などの特別の事情により登録更新期限を過ぎてしまった場合とします。

なおいずれの場合も、虚偽や不正の事実に基づいていたことが判明した場合には、直ちに登録が抹消されることとなりますので、十分に注意してください。

6. 登録資格更新に関するFAQ

Q 1 : 私は平成 21 年 3 月 31 日に TOP の登録資格有効期限が切れますが、既に平成 20 年 11 月の現時点で更新に必要な 150 単位以上を取得しています。今から来年の 3 月までまだ 4 ヶ月ありますので、3 月までに頑張って、250 単位取得を目指しています。もしも 250 単位取得した場合、必要な 150 単位を超えた部分の 100 単位分を、更新後の平成 21 年 4 月から有効な資格をさらに次に更新するために活用することはできますか？

A 1 : できません。

継続研鑽単位(CPD)とは、登録資格者が、その知識や能力を研鑽により維持し、さらに高める継続的な努力を評価するものです。更新に必要な単位数は、あくまでも有効期限を更新するために必要な最低限の単位数を示しているに過ぎません。

資格更新のために必要な CPD 単位は、従前の資格が有効な期間に行われた継続研鑽活動に対してのみ計算されます。

Q 2 : 私は、平成 23 年 3 月 31 日に TOP の登録資格有効期限が切れますが、既に平成 20 年 8 月の時点で更新に必要な 150 単位に達しました。そこで資格登録の更新のため「登録資格更新申請書」を送ったのですが、まだ事務局から返事がもらえません。どうなっているのでしょうか？

A 2 : この場合、今直ぐに更新することはできません。上位資格を受験して新たに上位資格を取得した場合、および廃止届出書により廃止を申し出ない限り、平成 23 年 3 月 31 日までこの資格は有効です。それ以降に資格を更新するためには、事前に事務局より資格更新に関するご案内をします。その案内に従って更新の手続きをしてください。

なお、150 単位に達したとしても、まだ平成 23 年 3 月末までには 2 年以上ありますので、引き続き継続的に技術力のさらなる向上や広い範囲の深い知識を獲得できるよう、研鑽を続けていただきますようお願いいたします。

Q 3 : 私は、平成 21 年 3 月 31 日で TOP の登録資格有効期限が切れますが、CPD 単位はほとんど申請できていません。このままでは 150 単位は不可能だと思いますので、来年の TOP 試験を再び受けようと思っています。再受験の場合には何か優遇制度はありますか？

A 3 : 再受験に対する優遇制度は特にありません。

ただ、CPD 単位が不足しているということですが、申請漏れは本当にありませんか？

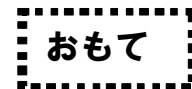
たとえば、資格を登録して以降に道路交通技術に関わる業務に携わっているようであれば、「D01. 業務経験」として、1 年間当たり 20 単位まで、4 年間で最大 80 単位まで申請できます。また、少しでも業務に役立つような書籍読んだり OJT 指導を受けたりしていれば「E01. 自己学習および OJT」として、1 年間当たり 10 単位まで、4 年間で最大 40 単位まで申請できます。あるいは、技術者倫理などの道路交通技術以外の内容でも、社内の研修などに参加していれば「E02. 道路交通技術以外の各種研修」として、やはり 1 年間当たり 10 単位まで、4 年間で最大 40 単位まで申請できます。

これらの申請は、後からでも申請できます。つまり、たとえば平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月までの 1 年間に関する「D01」「E01」「E02」の内容について、平成 21 年 3 月までに申請すれば、有効期限までの登録資格者としての CPD 単位として認められます。もう一度、過去の業務記録や自分で読んだ本などを思い出してみても申請してみましよう。一度取得した資格を、再度受験しなおして取得するのは、効率的とは言えませんので、是非、継続的に更新してください。

- Q 4 :** 3月31日までに行った研鑽をきちんと CPD 単位として申請していれば TOP の更新に必要な 150 単位には達していたのですが、この時期は年度末で業務が忙しく、登録資格有効期限満了日の 3 月 31 日を過ぎてしまいました。4 月 1 日以降であっても、後から 3 月 31 日までの CPD 単位を申請して認められれば、資格の継続はできますか？
- A 4 :** その年の 3 月 31 日で登録資格有効期限が切れる登録者は、有効期限満了日の 3 月 31 日までに必要な CPD 単位を申請してください。当日消印まで有効です。万一、本当は更新に必要な 150 単位を満たしていたはずなのに、これを怠って申請が間に合わなかった場合には、原則としてその登録者の登録資格は 3 月 31 日で期限が切れ、4 月 1 日以降は資格が停止されます。ただし、事故や病気、海外出張や駐在、その他災害など特別な事情により、やむを得ず申請が間に合わなかった場合については、特例措置によって更新ができる場合があります。詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい。
- Q 5 :** 事務局より「更新申請書」を受け取って、申請期限の 4 月 30 日迄に更新の申請手続きをするつもりだったのですが、4 月に入ってから体調を壊し、社会復帰できたのは 6 月になってしまいました。もう資格の有効期限は切れているので、資格が必要な場合は試験を受験しないといけないでしょうか？
- A 5 :** 病気など特別な事由がある場合については、期限を過ぎてしまっても更新が認められる場合がありますので、事務局までお問い合わせ下さい。
- Q 6 :** 登録資格有効期限の 3 月 31 日までの CPD 単位は更新に必要な所定の単位数に満たなかったのですが、その後も必死に努力をして 5 月中には所定単位数に達することができました。これを申請すれば、遅れて資格を更新できますか？
- A 6 :** 原則として資格を後からは更新できません。ただし、遅れた理由が特別な事由によるものと認定されれば特例措置が認められる場合がありますので、まずは事務局までお問い合わせ下さい。
- Q 7 :** 登録資格有効期限の 3 月 31 日までに CPD 単位が足らずに、資格を失ってしまいました。ところが、後から有効期間中に継続研鑽として認められるような講習会に参加していたことや、自己学習などをしていていたことを見落としていたことに気がつきました。これから CPD 単位の申請をすれば、資格の更新をすることができますか？
- A 7 :** 原則として資格を後からは更新できません。ただし、遅れた理由が特別な事由によるものと認定されれば特例措置が認められる場合がありますので、まずは事務局までお問い合わせ下さい。

[参考] 更新申込書

※これは事務局より所定の CPD 単位に達した登録者へ送付されます。万一、紛失された場合には事務局までご相談下さい。



提出日 :
(yyyy/mm/dd)

TOP・TOE 資格登録更新申込書

氏 名 :

登録番号 : P- E-

※TOPかTOEいずれか一方のみ更新する登録番号を記載してください

CPD単位 : 単位

※この「申込書」を事務局から送付時点で資格委員会により認定された単位数です。申請単位数と異なる場合があります、ご了承下さい。

本申込書は、遅くとも資格登録有効期間満了日の1ヵ月後までに提出してください。
なお、登録証のお届けには1ヶ月ほどかかります。
既に更新に必要なCPD単位に達している方には、早めにこの申込書をお送りしてありますので、2月末までに提出いただければ、満了日前にお手元に新しい登録証をお届けします。

※写真、郵便振替証明書は、裏面に貼付して下さい。

事務局使用欄

申請No.	受付年月日	確認者	処理済

(更新申込書 平成20年11月20日改訂版)



郵便振替払込受付証明書貼付欄
払込票兼受領証等を貼付して下さい。 止むを得ない場合はコピーでも構いません。 (TOP手数料 一般 1.5 万円, 学生 7 千円 TOE手数料 2 万円)

写真貼付欄

のりしろ	のりしろ
1	2
平成 年 月 日撮影	

1. たて 3.0 cm・よこ 2.5 cm
(脱帽・正面上半身のもの)
2. 上部のりしろ欄に写真を貼付。
3. 撮影後6ヶ月以内。
4. 不鮮明な写真、ポラロイド等のインスタント写真、スナップ写真、サングラス着用のもの等、受験者と確認しにくいものは無効です。
5. カラー・白黒どちらでも可。
6. 写真の裏面に氏名を記入すること。

(社)交通工学研究会 資格委員会 発行

初版作成： 2008年 11月

第2版： 2009年 7月